

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：平成31年（2019年）3月27日（諮問第199号）

答申日：令和2年（2020年）2月14日（答申情第158号）

事案名：熊本県私立学校実態調査の部分開示決定に関する件

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年私立学校実態調査票について、平成30年（2018年）10月10日に行った部分開示決定は妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

1 平成30年（2018年）8月24日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

公文書「私振第38号（平成28年4月12日）（別紙：A3写し）の「熊本県私立学校実態調査について（依頼）」にて提出すべき調査表のうち右ページ「提出書類一覧」の「1調査表」に掲載されている「調査表番号」で「第1表—1」「第1表—2」「第5表（本務教職員）／第5表（本務以外の教職員）」を除く全ての調査表を県内の専修学校・各種学校についての調査分（「第11表」は各種学校分は不要）

2 平成30年（2018年）10月10日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として特定した文書「平成28年私立学校実態調査にて提出すべき県内専修学校・各種学校についての調査票のうち、「第1表」「第5表」を除くすべて」のうち、別表の「実施機関が開示とした部分」については、条例第7条第3号アに該当し不開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。

3 平成30年（2018年）12月25日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して本件部分開示決定を不服とする審査請求を行った。

4 平成31年（2019年）3月27日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、熊本県情報公開審査会に諮問を行った。

5 平成31年（2019年）4月1日、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号。）の施行に伴い、同条例附則第2項の規定により、当審議会に諮問があったものとみなし、当審議会において調査審議を行うこととなった。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定処分のうち、下記の項目についての不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

- ① 調査表第2表「課程別・学科別・生徒数・校納金等」に係わる項目のうち、「課程別・学科別の実員並びに実員の内訳である学年別の学級数、男女別生徒数とその計」（以下「本件不開示情報①」という。）
- ② 調査表第4表「卒業生状況」に係わる項目のうち、「課程別・学科別の平成28年3月卒業生数及び就職希望者内数」、「課程別・学科別の卒業生の進路別内訳の就職者数に係る関係分野への就職者数及びその他の分野への就職及びその他の分野への就職の県内外別、男女別人数とその計」「課程別・学科別の卒業生の進路別内訳の進学者数に係る大学・短大への進学及びその他の学校への進学の県内外別、男女別人数とその計」、「課程別・学科別の卒業生の進路別内訳のその他に係る男女別人数とその計」（以下「本件不開示情報②」という。）

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

##### (1) 審査請求書

- ア 実員からは、学校法人の競争上の地位を害するような学校法人独自の経営上のノウハウ等を看取することは困難であり、事業活動の阻害や信用または社会的評価を害するものではない。
- イ 本件請求情報は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正（平成19年（2007年））により情報提供の義務化がされており、それに基づき情報提供等への取組に関する施策が行われているところである。「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」（平成25年（2013年）3月）（以下「ガイドライン」という。）、「情報公開を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における情報公開実践の手引き～」（平成29年（2017年）3月）（以下「手引き」という。）において本件請求情報は「最低限公開すべきもの」としてあげられている。
- ウ 専修学校は公的な教育機関として社会への説明責任を果たすことが求められており、一般企業の法人情報とは同列に論じることはできない。積極的に情報公開を行うことで、社会への説明責任の遂行や、教育の質の保証・向上、社会からの信頼を獲得することができる。

##### (2) 反論書

- ア 経営状態は収入と支出によって構成されるものであり、支出の人件

費、教育研究経費、管理経費等が不明ならば、経営状態は分からないため実員が明らかにされても問題ない。

私立学校法（昭和24年法律第270号）第47条において、財務諸表は利害関係人の閲覧に供しなければならない旨が規定されている。弁明書は「（実員を公開すれば）学生、保護者や取引先等が、経営状況について必要以上に警戒感を持つ恐れがある」というが、上記の者は閲覧請求権を有する者であり、経営状況を知ることができる。

イ 本件請求情報は、「最低限公開すべきもの」としてガイドラインに示されている。

ウ 公開の趣旨・意義は、「公的な教育機関」として「社会への説明責任」、「教育の質の保証・向上」、「社会からの理解・信頼の獲得」「望ましい進路の実現」等である。

エ 学校法人の情報公開の動きは、平成16年（2004年）の私立学校法改正、平成19年（2007年）の学校教育法改正を機に取組の充実が図られている。知事所管の専門学校の情報公開の取組みは遅れているが、①「職業実践専門課程」の認定の新設、②来年度実施予定の高等教育段階の教育費負担軽減新制度の実施の二つの動きにより、本件請求情報の公開が求められる。文科省の施策の推進によって、本件請求情報を含む情報公開はすすめられている。

オ 大学の財務諸表公開をめぐるの最高裁判例に「当該情報が『通常他人に知られたくない』というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されることを要すると解すべきであり、また、そのことが客観的に明らかでなければならないものと解される。」と述べてある。本件の場合、何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは不十分で、権利利益の侵害が客観的に明白な場合を意味すると思われる。そしてその判断は、本件情報の内容・性質をはじめとして、法人等の内容をも勘案されるべきである。

### （3）口頭意見陳述

ア 専門学校の最大のステークホルダーは生徒・学生、保護者、高校教員であり、進学選択時の最大の関心事は「就職実績」等（≒卒業生状況）である。「教育の質が推測できる情報」（≒卒業生状況）こそ、提供されるべきであり、それによって進学ミスマッチを防ぎ社会からの信頼を獲得するべきである。

イ 専門学校に対して各種の補助金の交付、税制上の優遇措置が行われている。それ故、積極的に情報公開を行うことにより、一層の説明責任、教育の質の向上、社会からの信頼の獲得が課題となる。

ウ 専門学校は、学校教育法、私立学校法で定められた目的を実現するため、公的な教育機関として社会への説明責任を果たすことが求められている。改正学校教育法43条、学校教育法施行規則66条、手引き、ガ

イドラインが開示請求の根拠であり、不開示情報に該当しない論拠である。

- エ 文部科学大臣所管の学校法人（大学等）は、ホームページでの財務諸表等の公開が100%実施されているが、知事所管の専門学校においてはその取組は十分とはいえない。それゆえ、平成19年（2007年）の学校教育法改正を受けて、ガイドライン、手引きを作成し情報公開の取組を推進している。令和2年度（2020年度）より高等教育の修学支援制度が実施されることになり、対象となる専門学校においては、本件請求情報の公開が機関要件となっている。県内の専門学校では約20校が修学支援の対象となっている。機関要件確認者は本件処分庁である熊本県知事であり、今回の非開示処分との整合性が問われる。
- オ 情報公開の動きは、その趣旨・意義が、専門学校が公的な教育機関として「社会への説明責任」「教育の質の保証・向上」「社会からの理解・信頼の獲得」「望ましい進路の実現」等であるがゆえに、社会の要請からして今後ますます大きくなっていくものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 弁明書

- ア 課程別・学科別の実員を公開することで、募集要項等で明らかにされている課程別・学科別の生徒納付金額等の情報を参照することで学校の収入をより詳細に把握し、現時点及び将来に向けた経営状態をうかがい知ることができる。その結果、学生、保護者や取引先等が、経営状況について必要以上に警戒感を持つおそれがあり、学校法人の事業活動が損なわれるおそれがあると認めるため、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と判断し、不開示とした。
- イ 審査請求書で、学校教育法第43条を根拠として「本件請求情報は、学校教育法改正により情報提供の義務化がされており、」と記載されているが、これは学校からの情報提供の必要性・重要性を理念的に規定したものであり、学校に情報提供の義務を課すものではない。従って、学校教育法の趣旨に基づき情報提供を行う項目や方法については、各学校において工夫すべきものと解される。
- ウ ガイドラインでは、具体的にどのような評価項目・指導等を設置するかは各学校が判断すべきこととされており、参考として示されている「専門学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例」においても、審査請求の対象となっている項目についての公開は求められていない。

## (2) 説明聴取

- ア 実員を明らかにすることで、学校法人の収入のうち大きな割合を占める、生徒納付金額等の情報を詳細に把握することが可能である。また各学校の定員は、県ホームページ等において公開している「熊本県私立学校名簿」で容易に確認できる状況にあり、定員に対して教員の数や必要な施設・設備内容も決められていることから、経営に必要な支出額も類推できる。さらに、実員を明らかにすることで、定員に対する充足率の算出も可能である。これらにより、充足率の低い学校について、単純に「人気がなく経営状況が悪い学校」という印象を与えてしまう等、学生、保護者や取引先等が経営状況について必要以上に警戒感を持つおそれがある。また生徒募集を阻害することがあると懸念し、学校経営に対する不安感を与え、学校法人の社会的信用等が損なわれるおそれがある。
- イ 卒業者状況の開示は、教育課程の質が推測できる情報として、県民等の利益に一定の効果があると考ええる。一方で、卒業者の進路が結果的に当該課程教育の目的を達成しなかったとしても、その背景には個々人のやむを得ない事情のもとでの進路選択もあると考えられる。その場合も含め全て公表された際には、「教育の質が高くなかったため」と県民等に誤った認識を与え得ることから、当該学校法人の正当な利益を害するおそれがあると判断した。
- ウ ガイドライン及び手引きの趣旨は理解できるものであり、来年度から始まる高等教育の無償化制度においては、修学支援の対象機関となる学校は、各学校のホームページで、学校法人の財務・経営状況、学校の授業内容、生徒実員、進路状況等を公開することとされている。学校に対しては、ガイドラインや手引きをもとに、教育の質の向上のための情報公開の重要性については説明していきたいと考える。しかし、情報公開の範囲や手法については、各学校の実情に応じて決定するものであり、一律に県が決定するものではない。
- エ 文部科学大臣所管の学校法人である、私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人（私立学校法第4条）については、県知事所轄の学校法人よりも取組が進んでいる実情は確かにある。教育の質の向上のため、情報公開の取組を推進するよう、各学校に対して働きかけていくこととしている。
- オ 条例第7条第3号ただし書の情報に該当するか検討し、本件不開示情報は、入学検討者等の生活・財産に一定の影響はあり得ると考えるが、現実に危害等が発生している・危害等発生の高蓋然性が高い状況にあるとは認められず、当該情報を公にしないことにより保護される学校法人の利益と、公にすることにより保護される入学検討者等の利益を比較衡量した結果、不開示と判断した。
- カ 条例第9条の公益上の理由による裁量的開示を検討し、本件不開示情報を公にすることで、学校法人の権利、競争上の地位、その他正当な利

益を害するおそれがあると考えており、緊急の災害発生等や県民の身体・生命に危険があるような状況ではないことから、比較衡量の結果、公益上の理由による裁量的開示の必要があると判断しなかった。

キ 私立学校実態調査で取得した情報の取扱いについては、各学校に送付する実施通知の中で特に公開に関する説明を入れておらず、公開される可能性があると考えている学校は少ないと考える。

## 第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関の平成28年私立学校実態調査にて提出すべき県内専修学校・各種学校についての調査票のうち、第2表「課程別・学科別・生徒数・校納金等」及び第4表「卒業者状況」である。

実施機関は、第2表「課程別・学科別・生徒数・校納金等」に係る項目のうち、本件不開示情報①は、学校の事業活動情報や経営状態、学校法人の将来構想に基づいた重要な経営方針をうかがい知る内部管理に属する情報に該当し、公にすることで学校法人の事業活動が損なわれるおそれがある。また、実員等は実員充足率等の算出を可能とし、公にすることで学校経営に対して不安感を与え、学校法人の社会的信用等が損なわれるおそれがある。よって、条例第7条第3号アに該当するとして、不開示としている。

また、実施機関は、第4表「卒業者状況」に係る項目のうち、本件不開示情報②は、当該年度の最高学年実員を推測できる情報であり、また、卒業者の進路の詳細は教育課程の質が推測できる情報であることから、公にすることで学校法人の社会的信用等が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当するとして、不開示としている。

### 2 当審議会における条例の解釈

#### (1) 基本的な考え方

条例は、第1条には、「この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政に関する県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の開示を求める権利、情報の積極的な提供を行う県の責務その他情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。」と規定されている。

また、第3条には「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が

十分保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報をみだりに公開することがないように最大限の配慮をしなければならない」と規定されている。

当審議会は、上記の条例の基本的な考え方を踏まえ、以下のとおり判断する。

(2) 当審議会における条例第7条第3号ア、同号ただし書及び第9条の解釈

ア 条例第7条第3号ア、同号ただし書

(ア) 条例第7条第3号は、不開示情報として次のとおり規定している。

法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報（中略）を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ（略）

(イ) 同号アは、法人その他の団体に関する情報は、原則として開示するが、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。なお、ここでいう「競争上の地位その他正当な利益」とは、法人等の公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等の運営上の地位を広く含むものである。「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められている。（条例解釈運用基準参照）

(ウ) また、同号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報（中略）を除く。」との規定は、同号アに該当する場合であっても、法人等の事業活動によって危害等が生じ、又は生じるおそれがある場合に、危害等の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要である情報は開示することを定めている。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、当該情報を公にしないことにより保護される法人等の権利利益とこれを公にすることにより保護される人

の生命、健康、生活又は財産等の利益を比較衡量して判断することとなる。（条例解釈運用基準参照）

イ 条例第9条

(ア) 条例第9条は、次のとおり規定している。

実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（中略）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(イ) 同条の規定は、第7条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示できると規定しているものである。本条の「公益上特に必要があると認めるとき」に該当して、行政文書を公開できる場合とは、緊急の災害発生時等基本的人権に関わる個人のプライバシーと比較し得る特段の事情、必要性が現に存する場合に限られる。（条例解釈運用基準参照）

上記の解釈運用について、特段不合理な点はなく、当審議会としても是認できるものである。

3 本件処分の妥当性について

本件行政文書について、実施機関が不開示としている情報は別表の「実施機関が不開示とした部分」のとおりであり、実施機関はいずれも条例第7条第3号アに該当するとして不開示としている。

また、審査請求人は本件不開示情報①及び本件不開示情報②について開示を求めていることから、当該情報の条例第7条第3号ア、同号ただし書及び第9条の該当性について、上記1及び2を踏まえ検討する。

(1) 条例第7条第3号アの該当性

ア 本件不開示情報①について

第2表「課程別・学科別・生徒数・校納金等」に係る項目のうち「課程別・学科別の実員並びに実員の内訳である学年別の学級数、男女別生徒数とその計」が公にされれば、実施機関が述べるように、募集要項等で明らかにされている生徒納金額等の情報と参照することで学校の収入を詳細に把握することができる。また熊本県私立学校名簿や各学校のホームページ等で公開している入学定員数の情報と参照することで、定員充足の算定も可能である。よって実員数及びこれらによって得られる定員充足の状況は、経営内容を示す内容であるといえることができる。第2表は、このような重要な情報を学科ごとに詳細に示すものであるから、これらが公にされれば、学生募集に支障をきたすなど学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある



ることは否定できない。

イ 本件不開示情報②について

第4表「卒業生状況」に係る項目のうちの「課程別・学科別の平成28年3月卒業生数及び就職希望者内数」、「課程別・学科別の卒業生の進路別内訳の就職者数に係る関係分野への就職及びその他の分野への就職の県内外別、男女別人数とその計」「課程別・学科別の卒業生の進路別内訳の進学者数に係わる大学・短大への進学及びその他の学校への進学の県内外別、男女別人数とその計」、「課程別・学科別の卒業生の進路別内訳のその他に係わる男女別人数とその計」が公にされれば、卒業生の進路の詳細は、当該学校法人の目標達成度を示す情報であることから、学生募集に支障をきたすなど学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

ウ 確かに、審査請求人が述べたように、学校法人の情報公開の動きは、学校教育法改正や、手引き及びガイドラインを通じて進んできており、実施機関も教育の質の向上のため、各学校に働きかけていくことが重要であると考えられる。

しかしながら、学校自らが情報を公開すべきであるということと、実施機関が学校から取得した情報を公開することができるかということとは別の問題であって、実施機関の説明にあるように本件私立学校の実態調査がその結果を公開することを前提とせずに行われたものである以上、実施機関が同調査によって得られた情報を公開することは適当でないというべきである。

したがって、本件不開示情報①及び本件不開示情報②は、条例第7条第3号アの規定する不開示情報に該当し、不開示が妥当である。

(2) 条例第7条ただし書の該当性

本件不開示情報①及び本件不開示情報②は、その学校に入学を検討している者及び保護者（以下「入学検討者等」という。）の生活又は財産に対して、一定の影響を与えることは否定できない。しかし、現実に危害等が発生している又は危害等発生の高蓋然性が高い状況にあるとは認めることができないため、公にしないことにより保護される学校法人の利益と、公にすることにより得られる入学検討者等の利益を比較衡量した場合、後者の利益が優先されるとまではいえない。

したがって、本件不開示情報①及び本件不開示情報②は第7条ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要である情報」に該当しない。

(3) 条例第9条の該当性

本件不開示情報は、第7条第3号アに該当する情報であるが、緊急の災害発生時等基本的人権に関わる個人のプライバシーと比較し得る

特段の事情、必要性が現に存する場合に当たるとは考えられない。

したがって、公益上の理由による裁量的開示の必要があるとは認められない。

#### 4 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審議の経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成31年(2019年)3月27日	・ 諮問(第199号)
平成31年(2019年)9月25日	・ 審議
令和元年(2019年)10月30日	・ 審査請求人による口頭意見陳述、審議
令和元年(2019年)11月26日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和元年(2019年)12月25日	・ 審議
令和2年(2020年)1月22日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓  
 委 員 井寺 美穂  
 委 員 金澤 裕子  
 委 員 詫間 幸江

#### 別表

対象文書	実施機関が不開示とした部分	不開示条項
第2表 課程別・学科別・	○課程別・学科別の実員並びに実員の内訳である学年別の学級数、男女別生徒数とそ	

生徒数・校納金等	の計（本件不開示情報①） ○課程別・学科別のダブルスクール在籍者数及び当該者の内訳である学年別・男女別生徒数とその計	第7条第3号ア
第3表 入学状況	○課程別・学科別の受験者数、合格者数及び入学者数の男女別人数とその計並びに推薦制度利用者の男女別人数とその計	第7条第3号ア
第4表 卒業生状況	○課程別・学科別の平成28年3月卒業生数及び就職希望者内数（本件不開示情報②） ○課程別・学科別の卒業生の進路別内訳の就職者数に係る関係分野への就職及びその他の分野への就職の県内外別、男女別人数とその計（本件不開示情報②） ○課程別・学科別の卒業生の進路別内訳の進学者数に係る大学・短大への進学及びその他の学校への進学の県内外別、男女別人数とその計（本件不開示情報②） ○課程別・学科別の卒業生の進路別内訳のその他に係る男女別人数とその計（本件不開示情報②）	第7条第3号ア
第6表 施設保有状況	校地及び建物に係る面積のうち、借用部分	第7条第3号ア
第7表 特色ある教育活動	教育課程編成上の特色ある教育活動の該当の有無並びに項目及び内容	第7条第3号ア
第8表 各種の資格取得の状況（平成27年度）	資格の名称別の学年別資格取得者数とその計	第7条第3号ア
第9表 付帯教育事業の実施状況（平成27年度）	実施した付帯教育事業名、開設時間帯別内訳、開設期間別内訳、開設時間数別内訳及び平成27年度における受講者数	第7条第3号ア
第10表 寮・寄宿舎等	寮・寄宿舎の名称及び所在地	第7条第3号ア